



子育て支援

育児・介護休業法

仕事と育児・介護の両立へ

毎年のように改正されている育児・介護休業法ですが、2025年にも改正され、4月1日から段階的に施行が始まっています。

改正の趣旨は「男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化などの措置を講じる」となっています。

改正内容は、次の通りです。

4月1日に施行された内容

- ① 子の看護休暇の見直し(取得事由や対象となる子の範囲拡大など、就業規則などの見直し)
② 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大(これまでは、3歳になるまでの子だったが、これからは小学校就学前の子となるよう就業規則などの見直し)
③ 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワークを追加(選択する場合は就業規則などの見直し)
④ 育児のためのテレワーク導入(努力義務)
⑤ 育児休業取得状況の公表義務適用拡大(これまでは労働者数1,000人超の事業主だったが、これからは300人超の事業主)
⑥ 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和(労使協定を締結している場合は就業規則などの見直し)
⑦ 介護離職防止のための雇用環境整備(義務)
⑧ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認などの情報提供(義務)
⑨ 介護のためのテレワーク導入(努力義務)

10月1日から施行される内容

- ① 柔軟な働き方を実現するための措置の創設(義務)
② 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮(義務)
このように、育児・介護に直面した労働者に対して、柔軟な働き方を実現するための措置を講ずるよう企業は求められています。
各項目の詳しい改正内容などは、厚生労働省の公式ホームページ(「育児・介護休業法改正のポイントのご案内」で検索)を確認してください。(N)

良い材料を吟味して使用しており、苦勞した末にモノにした自信作です。
現在ではデザインの仕事より、ほぼ珈琲店のマスターになってしまった感のある青木さん。
「昔は先生とか言われていたけど、今はマスターと呼ばれて、それも悪くない」とスイングカフェの伝統を引き継ぐことになったことに納得しているようでした。(H)

青色申告会の元気企業
伝統を引き継ぐ3代目

スイングカフェ

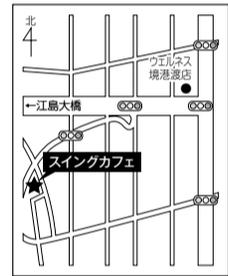
渡町にあるスイングカフェは、1990年に開店した珈琲専門店です。現在の店主は3代目の青木和幸さんですが、初代店主の音楽好きを形にし



挽いたコーヒー豆を取り出す青木和幸店主

た店舗となっています。店内には大型スピーカー・JBL4345を設置し、床下補強、音響対策、防音対策も実施した当時から地元住民の憩いの場でした。
さて、2016年から

岡山県の出身ですが、奥さんの出身地である松江に移り、デザイン事務所として利用する建物を探していたところ、この店舗が目にとまりました。前オーナーからの条件は、珈琲店をやって欲しいという条件。そこで、



【事業所のあらまし】
事業所名 スイングカフェ
代表者 青木 和幸(あおき・かずゆき)
所在地 境港市渡町3644
事業内容 喫茶店
営業時間 13:00~17:00(L.O 16:45)
定休日 火・水曜日※盆・年末年始休業あり
TEL 0859-57-4598
URL https://swing-c.jp/

税務・会計
一口メモ
家事関連費

自宅兼店舗の家賃や電気代など、家事上の経費と事業上の経費が混在するいわゆる「家事関連費」の取り扱いについてどうしたらよいか困惑するこ

ご意見・ご要望募集中
例年より早く梅雨が明け、連日猛暑日が続いた

ともあると思います。事業上の経費として認められるためには▽その支出が明らかに業務の遂行上必要であること▽家

ことしの夏、まだまだ暑い日が続きます。
5月に開催した境港青色申告会総会では、総会に先立って「税」について考えよう」というテーマで、米子税務署の畑昌起署長が講演。畑署長は、ノーベル賞の賞金やオリンピックの報奨金などの課税対象や非課税対象について、大変興味深い話をされました。



スイングカフェを引き継いだ青木さんは、もともとデザインの仕事をしており、デザイン専門学校、の学校長や山陰広告賞の審査員を務めるなどの仕事をしています。
岡山県の出身ですが、奥さんの出身地である松江に移り、デザイン事務所として利用する建物を探していたところ、この店舗が目にとまりました。前オーナーからの条件は、珈琲店をやって欲しいという条件。そこで、

が再開されました。大型スピーカーの見た目の存在感は相変わらずですが、決してうるさく感じない柔らかい音色は、小型犬と大型犬の違いのような落ち着いた雰囲気を出しています。
「珈琲は酸化するとま

「昔は先生とか言われていたけど、今はマスターと呼ばれて、それも悪くない」とスイングカフェの伝統を引き継ぐことになったことに納得しているようでした。(H)

あなたの町の
あなたのサポーターです



保険をお探しのお客様へ お気軽にご相談ください

株式会社 友和・保険センター

本店 〒683-0802 鳥取県米子市東福原7-2-6 TEL(0859)34-4938 FAX34-5660
境港店 〒684-0071 鳥取県境港市外江町2361-2 TEL(0859)21-0117 FAX21-0118

ホームページ: www.youwa-hoken.jp/



不動産・会社・法人・船舶等の登記申請代理
簡易裁判所訴訟代理
民事裁判・家事調停及審判の訴状・申立書作成・提出
各行政機関に対する申請書の作成・申請代理

司法書士 行政書士
長栄善二郎事務所

事務所 境港市湊町84番地(市役所前)
TEL 44-6517 FAX 44-4333
メールアドレス:nagae123@eos.ocn.ne.jp